

令和元年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年（2019年）10月16日（水）

9時30分～11時00分

場所：鎌倉市役所 本庁舎2階

議会全員協議会室

議事次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の策定について
 - (2) (仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について
 - (3) その他

委員出欠

氏名	選出団体等	出欠
相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	出
池田 万葉	鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	出
及川 政昭	三浦半島地域連合	欠
菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	出
小泉 裕子	学識経験者	出
小島 眞知子	てつなぐ腰越保育室	欠
小日山 明	鎌倉市立小学校長会	出
坂本 由紀	鎌倉市民生委員児童委員協議会	出
佐々木 朋子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	出
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	出
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	出
菅原 大介	鎌倉市立中学校長会	欠
辻尾 麻里奈	市民公募委員	出
筒井 正人	鎌倉市PTA連絡協議会	欠
富田 英雄	鎌倉市保育会	出
町田 綾	かまくら子育て支援グループ懇談会	出
松原 康雄	学識経験者	出
三橋 麻希子	市民公募委員	出
森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	出
谷野 ゆたか	かまくら福祉・教育ネット	欠
山田 誠一	認定こども園おおぞら幼稚園	出

1 開会

○事務局

おはようございます。天候の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。こども支援課長の谷川でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、及川委員、小島委員、菅原委員、筒井委員、谷野委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、森委員から遅刻のご連絡をいただいております。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第3条、第2項におきまして、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされていますが、本日は委員21名中、15名のご出席をいただき、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席していることを、ご報告いたします。なお、事務局の紹介は省略させていただきます。

本日の資料配布につきましては、台風19号による遅配等があり、大変遅くなりました。直前の送付になり、大変申し訳ございません。

資料がお手元にはありませんか。資料の内容の確認は後ほどさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

台風19号の影響で、鎌倉市内の子ども関係のイベントも開催の変更を余儀なくされたものもあるかと思えます。本日は第2回鎌倉市子ども・子育て会議です。皆さまの忌憚のないご意見等をうかがっていきたく思います。

次第に沿って進めてまいります。最初に事務局から会議の運営について留意点があれば説明をお願いします。

○事務局

こども支援課の正木です。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議には傍聴の希望はありませんでしたので、ご報告いたします。

また、会議の公開についてですが、当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条に基づき、会長が公開することが適当でないとき以外は、公開といたします。会議録も後日公開いたします。本日は傍聴者はありませんが、会議の公開について、会長からご確認をお願いします。

○会長

特に適当ではないという項目はないため、公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

<了承>

○会長

ありがとうございます。では、公開といたします。会議の議事録についても公開ということで取り扱っていただきます。

では、会議を始めます。事務局から資料の確認をお願いします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。

資料1として「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」、資料2として「第1回鎌倉市子ども・子育て会議からの修正箇所一覧」、資料3として「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例案」、資料4として「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定に向けた取組み状況について」の4点

でございます。よろしいでしょうか。

○会長

では議題に入ります。

2 議題

(1) 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の策定について

○会長

議題(1) 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の策定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題(1) 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプランについて、説明をさせていただきます。

まず、資料1「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(案)」の目次をご覧ください。第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(案)につきましては、前回8月23日の子ども・子育て会議におきまして、第1章「計画の策定にあたって」から第3章「計画の基本的な考え方」までの内容を説明させていただきました。今回、第4章「施策の推進」、第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を組み立てていくということで、お話をさせていただいております。

資料2の修正箇所の一覧がありますが、本日は、あらためて、第1章から第3章までで、前回の子ども・子育て会議以降に修正させていただいた箇所を説明させていただき、その後、第4章、第5章について説明をさせていただきます。第5章につきましては、まだ内容が整っていない部分もありますが、一通り説明させていただきます。

まず、第1章から3章までの修正箇所について、2ページをご覧ください。計画策定の背景については、前回、主に国の動きを中心に記載しておりましたが、これまでの計画の策定の経過として、2段落目の「このような社会情勢の変化の中」というところから、3段落目の「さらに10年間の時限立法として定められていた」のところと、3ページ目の最後の段落の「こういった状況を鑑み」というところを追加いたしました。

次に、4ページをご覧ください。計画の位置づけを図で表したものがありますが、ここでは、現在、制定を目指している「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」と、きらきらプランの結びつきを強調し、星印をつけさせていただきました。また、一番下に、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランは(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の理念を活かし」という文言を追加しております。

また、図の真ん中の下向きの矢印の中に具体化、具現化と記載しておりますが、前回の資料では、具現化のみの記載で、今回、具体化を追記しました。さらに関連する計画に「鎌倉市健康づくり計画」を追加しました。また、図の真ん中の下向き矢印の中に「具体化・具現化」ということで記載しておりますが、前回の資料では「具現化」のみの記載で、今回「具体化」という言葉を追加させていただきました。

さらに図の中に関連する計画として、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の右側に、「鎌倉市健康づくり計画」を追加しております。

次に、17ページをご覧ください。「④待機児童の推移」のグラフでは、平成30年度に一気に増加した形に見えますが、これは待機児童の新たな定義が適用された結果でありますので、平成30年度から待機児童の算定方法に新定義が適用されたことをグラフの下に追加しました。

同じく、17ページの(6)放課後児童クラブですが、鎌倉市では放課後児童クラブを「子どもの家」と呼んでいますので、市民にも慣れ親しんだこの名称を括弧書きで追加しております。

次に、23 ページをご覧ください。①平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、前回までは、0歳から5歳までひとまとめで掲載していましたが、0歳と1・2歳以下と3～5歳以上の利用率が大きく異なりますので、下に※印をつけて、「0歳と1・2歳児」と「3～5歳児」の数値に分けて掲載いたしました。

次に25ページをご覧ください。①地域の子育て支援拠点事業の利用状況について、「地域の子育て支援拠点事業」という表現ではわかりにくいというご指摘でした。実際の調査の設問には「子育て支援センター、つどいの広場」という文言がありますので、括弧書きで「子育て支援センター、つどいの広場」を追加し、該当事業を明確にいたしました。

次に、26ページをご覧ください。①に「子どもが病気やケガで通常の事業」とありますが、「通常の事業」という表現ではわかりにくいというご指摘でした。実際のニーズ量調査の設問には「定期的な教育・保育事業」という文言がありますので、「定期的な教育・保育事業」を括弧書きで追加いたしました。

次に、34ページをご覧ください。「(3) 子どもの権利や安全の確保」の1行目では、「近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事件」と、事件に特化したような形になっておりましたが、子どもが巻き込まれる事故も増えてきておりますので、「事件・事故」といたしました。この箇所以外でも、「事件」という言葉がでてくる箇所は、同様に「事件・事故」と修正しております。

次に、37ページをご覧ください。ここでは、社会全体による子育て支援を図で表していますが、図の一番上の四角の中の「社会全体による子育て支援」の隣に「連携体制」という文言を追加いたしました。

図の一番左の丸のなかに「小規模保育施設等」とありますが、前回の資料では「地域型保育施設」としていましたが、表現を少し分かりやすく修正し、「小規模保育施設等」といたしました。また、その下に、「児童発達支援センター」を追加しました。

次に、43ページをご覧ください。重点取り組みの「(2) 子どもの貧困等、課題のある家庭への支援を推進します」の内容ですが、もとの資料は、1、2段落で貧困についてのみの内容を記載していましたが、3段落目以降で「さらに、発達障害などを持つ子どもを抱える家庭のため」というように、貧困だけでなく、発達障害や虐待等についても記載いたしました。

以上が第3章までの修正になります。ここまでで、ご質問等があればお願いしたいと思います。

○会長

いかがですか。

特にないようですので、先に進みます。

○事務局

続きまして、第4章について説明させていただきます。

44ページ「計画の体系」をご覧ください。「計画の体系」の真ん中の、基本目標に連動して、右側に主要施策が記載されています。第4章では、施策の展開として、この主要施策に関連する市やその他の事業の内容等を掲載して、市の行動計画としてお示ししています。

この主要施策については、全部で21項目ありますが、時間も限られておりますので、重点取り組みに関する主要施策について、2点ほど紹介させていただきます。

1つ目は46ページになります。基本目標1「子育て支援の充実」、主要施策(1)「子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援」で、これは、重点取り組みの1つ目の「切れ目のない子育て支援を推進します」に関連したもので、「関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの、切れ目のない支援を行うことで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めていく」というもので、47ページから51ページにかけて、関連事業を掲載しております。

次に、71 ページをご覧ください。基本目標 2 「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援」、主要施策（1）「子どもの貧困対策の推進」は、重点取り組みの 2 つ目、「子どもの貧困等、課題のある家庭への支援を推進します」に関連する施策のうちの 1 つです。平成 29 年度に実施しました「子育て世帯の生活に関するアンケート調査」の結果の概要のほか、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります」と記載しており、72 ページから 78 ページにかけて、生活の支援や教育の支援に関する施策を掲載しています。

ただいま、21 項目のうち、2 つの主要施策について紹介させていただきましたが、その他の 19 の主要施策につきましても、同様にそれぞれの課題や施策の方向性、関連事業を掲載しています。

また、この計画案では 235 の事業が施策の展開に掲載されています。

第 4 章については、以上です。ここまでで、ご質問等があればお願いしたいと思います。

○会長

重点施策に関わる部分をご説明いただきました。細かい施策も掲げられておりますので、事務局からの説明に関わらず、ご質問等があれば受け付けたいと思います。

○佐々木委員

「計画の策定について」の部分について質問します。今回の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改定に向けた調査の対象が就学前の保護者になっていますが、このプラン自体は就学前児童だけではなく、小学生以上にも大いに関わってくることです。特に 28、29 ページの「就学後の過ごし方」については、私も子どもが就学してから初めて具体的に考えられるようになりました。対象を就学前児童に限定する理由をうかがえればと思います。

○事務局

このニーズ調査は、もともとは平成 27 年度の子ども・子育て支援法に基づくプランを策定するためのものです。第 5 章の部分は、平成 27 年度以降につくった教育・保育地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を、子ども・子育て支援法に基づいて新しくつくったものです。その量の見込み、確保方策を出すために、ニーズ調査がありました。もちろん対象は就学前児童に限らず、小学生以上ですが、もともとの調査の趣旨は、今後、学童を使ったりだとか、保育所を使ったりだとか、幼稚園の入園希望とか、この先の計画期間 5 年間にどれだけあるかということを出し、5 年間のうちに毎年度、どれだけニーズ量を確保していくかを出すことを中心にしています。基本的には教育の方針については切り離す方針もあり、就学前とさせていただいています。

○会長

1 点は国の指針がそうなっているということがあります。もう 1 点は、確かに就学してニーズが変わるかもしれませんが、今後就学する子どもを抱えている保護者が、就学後にどのようなサービスを使いたいかという意向を調べる調査で、現状ではなく、将来予測をするという趣旨だということです。後ほどご説明があると思いますが、確かに現状とかなり乖離する部分が出てきます。そこは鎌倉市としての補正をかけておられます。

他にご意見等はございませんか。

○猿田委員

43 ページ（2）で「子どもの貧困等、課題のある家庭への支援を推進します」とありますが、後半には、発達障がい、虐待を入れたという説明でしたが、この文章だけ読むと、「発達障がいをもつ子どもを抱える家庭」というものが、あたかも課題のある家庭であるように読み取られないか心配します。親御さんの立場から違和感を覚えたというところなのですが、いかがでしょうか。この書き出しの部分の表現には配慮をしていただけるとよいと思います。

○会長

事務局、いかがですか。確かに、そのまま読むと発達障がいがあたかも家庭に原因があるかのように読み取れなくもないと思います。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。「発達障害をもつ子どもを抱える家庭」という表現ですが、これについては、案としてつくっている部分で、今、いただいたご意見を参考に、誤解を生まない表現に訂正させていただきたいと思います。

○会長

あえて書き出すのであれば、「切れ目のない子育て支援」のほうに、段落を変えて入れてもよいかもしれません。誤解が生じないような形になるように、検討をお願いします。

○事務局

33 ページにも、「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援」ということで、課題も取組みも記載されていますが、こちらは「すべての子どもは障害の有無に関わらず」と書き出していますので、この部分と整合が取れるように表現を再検討したいと思います。

○会長

ありがとうございます。表現の違いがあるようですので、整合を取ると 43 ページの表現は変わってくるかもしれません。

他にご意見等はございませんか。

では先に進みます。

○事務局

続きまして、116 ページからの、第 5 章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策」についてです。ここでは、ニーズ量調査の結果等から、今後、5 年間にどれだけの利用ニーズがあつて、そのニーズの量を毎年度どれだけ確保していくかという数値をあげていきます。お手元の資料では、量の見込みの数値を記載できているものもありますが、まだ、数値が入ってない事業もあります。これは、ニーズ量調査をもとに量の見込みを算出したところ、実態と大きく乖離した数値がでてしまったために、これから、これまでの実績などを参考に補正が必要となる事業になります。

例えば、134 ページから 136 ページにかけては、子どもの家の量の見込みと確保方策になりますが、実態と大きく乖離した傾向が示されていますので、国の指針に基づき、実態に即した形になるように、市で補正をさせていただきます。

また、これ以外のものについては、保育に関連する事業等では、逆に少なく出る傾向にありますので、担当課で数値の確認、補正を進め、実態に即した形になるように作業を進めています。

現在のところ、量の見込みの数値の確認中であるため、確保方策の数値まで導き出せておりませんが、今後、パブリックコメントの実施までには整えなければいけませんので、次回の会議で確定値の報告をさせていただきたいと考えております。第5章については以上です。

○会長

実際の親の思いと、これから子どもが学校に行く親の思いの差とか、あるいは現状で予想しているものと、実際に出ているものとの差については、鎌倉市でも認識をされているようです。

他にご意見等はございませんか。

○山田委員

116 ページに、教育事業の利用対象者がありますが、「子どもが満3歳未満で幼児期の教育を希望」というのは、2号認定ではなく、3号認定の間違いではないですか。

○事務局

116 ページの表の上から4段目ですが、確かに3号認定になるかと思えます。

○会長

これは、3号認定ではなく2号認定で、その説明が間違っているのではないですか。

○山田委員

正しい説明になっていませんので、どちらかを変えなければいけません。

○会長

「子どもが満3歳以上で幼児期の保育を希望」ではないでしょうか。

○事務局

修正させていただきます。

○会長

他にご意見等はございませんか。

○佐々木委員

量の見込みの調査のところでご質問します。今後、かまくらっ子の量の見込みの調査については（登録児童数）とありますが、登録した児童数から量の見込みを計算するのでしょうか。実際、登録だけして利用しない人も大変多くなっています。どの数値から調査されるのでしょうか。

○事務局

この新・放課後子ども総合プラン（放課後かまくらっ子）の量の見込みについては、ニーズ量調査については、学童保育の部分が中心になるかと思えます。ですので、かまくらっ子全体だと、アフターだけ登録してい

る方では、登録だけして利用していない方も多いと思います。現在、学童の部分も登録している方がおられますので、それをみるのか、それともかまくらっ子のアフターと抱き合わせ、学童を合わせた形で、全校児童数に対する学校別にみるのか、また、たぶんこの表は昔のままですが、国は学年別で出すように言っていますので、その学年別を市内全域で出すのか、16校すべての小学校で学年別に出すのか、いずれの方法画がよいか検討中です。ですから、この表を含めて、これから見直しをするとご理解ください。

○会長

国の指針が、だんだん鎌倉の実態に合わなくなっているということです。

他にご意見等はございませんか。

では、全般的なご質問、ご意見をうかがいたいと思います。

○坂本委員

今回、2つの台風が来ましたが、19号では多くの方が自主避難される中で、「子どもの安全」の中に防災関係が含まれていません。もちろん、防災の側面からは違ってくると思いますが、前回も申し上げたように、幼稚園、保育所以上の所属のある子どもたちと違い、妊婦から所属のない未就園児をおもちのご家庭にはまるで情報が届かないということで、今回の自主避難でも、やはりそのような声が聞こえてきました。

また、二階堂で停電があり、不便な思いをされた小さい子どもを持つお母さんがおられました。私も、阪神大震災の3日後に子どもを産みました。結婚してその土地に住み始め、まったく所属のない状態で災害に遭い、どこに頼ればよいのか不安に思いました。小学校に避難するように言われても、小学校の場所すらわからない状態でした。情報というものは、普段からすみずみまで届けていただきたいという思いで、意見を申し上げています。この計画案の中にもSNSの情報について書かれていますが、鎌倉市では「防災鎌倉」も多く使われており、その中には「自主避難のときには食料を持って行ってください」ということも具体的に言われていました。そのような具体的な情報を、例えばメディアスポットで発信する等、妊婦さんや小さな子どもをもつ方にも行き渡るような方法を形にいただき、普段から「こういう場合にはこのようにしたほうがよい」という情報を発信していただけるとよいと思います。また、せっかくなつくられる、この計画の中の子どもの安全の中に「防災という意味からの安全」というものも入れていただければよいと思います。気候変動の影響もあるのか、身近に危険が迫ってきているように思いますので、やはり具体的に考えていかなければいけないと思います。

○会長

ありがとうございます。全般的な、鎌倉市の子育て家庭に対するご指摘をいただきました。また、具体的には基本目標3の「子ども安全性の確保」のところに「事故」を入れていただきましたが、「自然災害」への対応についても入れていただきたいというご意見です。

事務局、いかがですか。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。実態としては、まず災害時の避難所の受け皿としては、地震のときにはミニ防災拠点、風水害のときは避難所ということで、各小中学校の体育館等が避難所になっております。通常の避難所は、通常の家での生活が見込めるとなれば、避難所は閉鎖になりますが、その動向は、災害弱者と申しませんが、さらに避難所等での生活が必要だという方もおられる可能性がありますので、福祉避難所や、施設を特定した長期間に亘る避難所の継続についても、具体的に社会福祉協議会施設部会からもお声かけいただき、

対応の検討を始めています。今後はきめ細かい対応に向っていけるとと思います。計画の中でも、先ほどご指摘いただきましたように、防災に対する姿勢も明示していくことも必要だと思えます。

○会長

ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

○池田委員

46 ページの子育て家庭支援の充実で、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援ということですが、私の周囲には不妊治療をしている人が大変多くなっています。この施策の方向性として「妊娠前の夫婦や妊婦や子どもへの支援」が入っていますが、「妊娠期」というものがどこに当たるのか、少し疑問を感じます。相談体制の充実で、「子育て世代包括支援センターから、妊娠期からの切れ目のない支援を行います」という文章の意味が、もし妊娠してからを指すのであれば、最初の文言で、不妊治療や不妊に対する相談体制が含まれていないというニュアンスを受けます。ご検討をいただくか、私の受け取り方が違うのであればご指摘をいただきたいと思えます。

○会長

事務局、いかがですか。

○事務局

確かに、「妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援」ということになっておりますが、実際には不妊治療に対する助成等を市としても実施しております。そのようなことも含んでいますので、言葉として足りないかもしれません。どのように含めていくか検討したいと思えます。

○会長

ありがとうございます。47 ページの施策の方向性では、「妊娠前」という表現になっていきますので、表現をご検討ください。

他にご意見等はございませんか。

それでは、本日いただいたご意見を受け、修正したものをご提示いただくことになると思えます。

議題(1)は一旦終了し、先に進ませさせていただきます。

(2) (仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について

○会長

議題(2) (仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について、ご説明させていただきます。

資料3「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)をご覧ください。

本日は、(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について、8月23日に開催の子ども・子育て会議以降に修正した点について、説明いたします。修正部分には、アンダーラインを引いてあります。

はじめに1ページをご覧ください。前文の1段落目ですが、修正前は、「子ども一人ひとり社会にとってかけがえのない存在であり、将来における担い手として、愛情をもって大切に育てられなくてはなりません」としていましたが、子どもの自己肯定感を育む支援が大切と考え、「子ども一人ひとりが、自らの可能性に気づき、これを伸ばし、夢や希望を持ち続けて主体的に生きていくためには、愛情をもって大切に育てられなければなりません」という表現に修正いたしました。

同じく、前文の2段落目の3行目、「ふさわしい支援」を「適切な支援」に修正し、また、4行目の「子どもが」は、主語が重複していますので、削除いたしました。

目的、第1条は、修正前の下から2行目に「子どもに対する総合的な支援」という文言を入れていましたが、「総合的」という文言が重複しているため、削除しました。

2ページをご覧ください。第3条、基本理念、第2号は、「阻害」という言葉は子どもには難しいと考えられるため、「妨げる」に修正いたしました。

「育児放棄も虐待の一つである」との前回子ども・子育て会議での意見を受け、「育児放棄等虐待」とし、育児放棄を虐待の1つの例とする文言に修正いたしました。

同じく2ページをご覧ください。第5条、保護者の役割、第1項で、1行目の「子どものための最善の利益」は、「子どもの最善の利益」に修正いたしました。

3ページをご覧ください。第9条、子どもの育ちの支援、第3項は、「それぞれが主体的に生きていくことができる環境を整えられるよう、努めるものとする」を「環境を整えるよう」に修正いたしました。

4ページをご覧ください。第12条、いじめへの対応、第3項は「いじめを行ってしまった」という表現をしていましたが、鎌倉市いじめ防止基本方針と同様に、「いじめを行った」という表現に修正いたしました。

以上が8月に開催した子ども・子育て会議以降に修正した内容です。また、この修正案については、9月18日開催の市議会9月定例会の教育こどもみらい常任委員会においても報告させていただき、現時点での修正内容については、了承をいただいています。

なお、今後の予定につきましては、資料4「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の制定に向けた取組み状況についての通りですが、今月下旬から11月下旬にかけて予定しているパブリックコメント等で意見をうかがい、令和2年市議会2月定例会への議案提案、条例制定を目指してまいります。

説明は以上ですが、条例案の内容について、あらためてのご意見があれば、この場でも結構ですし、先ほど説明しました、今月下旬から実施予定のパブリックコメントの中でも構いませんのでよろしくお願いいたします。

○会長

文言の修正については、理念的な部分が何度か議論されてきたと思いますが、いかがでしょうか。

気になったことは2ページの第3条、改めて虐待を育児放棄と明示する必要があるのかということです。もしそういうことであれば、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待のどれをとっても子どもに深刻な影響を与えますので、代表させる必要はないのではないのでしょうか。

○坂本委員

それについて気になったことがあります。主任児童委員をしていますと、心配なご家庭等の話を児童相談所からもお聞きしますが、ほとんどが心理的虐待です。夫婦げんかをして子どもに影響を与えます。虐待の定義は非常に広義になっており、「手を出さなくても、子どもには影響がある」ということです。個別のネグレクトよりも、心理的虐待のほうが圧倒的に多く、また、それに対する通報義務もあります。そのような意味で、限定することは今の時代に合っていないのではないかと感じますので、文言をご検討いただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。もともと発生件数としては、DVの概念に広げる前は身体的虐待が多かったので、ネグレクトを数で代表するという事は、日本の統計上ありませんでした。「等」は入っていますが、これで例示する必要があるのか疑問を感じます。

他にご意見等はございませんか。

○佐々木委員

資料3の3ページの第10条のところで、「特別な支援が必要な子どもへの支援」ということで、本人への支援が触れられていると思いますが、それだけではなく、家族と周囲の理解や協力が必要不可欠だと思います。その部分で苦しんでいる子どもや母親が周りにおられますので、少し気になりました。周囲の理解や協力という観点では、鎌倉市の共生社会の実現をめざす条例ともつながってくると思います。33ページの策定に向けた課題にはふれられていますので、条例の中にも入れていただきたいと思います。

○会長

これは大きな指摘だと思いますので、事務局の考えがどうかという問題ではないかもしれませんが、いかがですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。指摘いただきました第10条については、この条例自体が、どちらかと言えば理念条例になっており、全体的に漠然とした感じになっています。条例の位置付けについては、きらきらプランの4ページをご覧ください。提供プランの案が説明されていて、共生社会の実現に向けた話が出ましたが、そのような条例の中で、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち」という基本的理念をもって、発達に支援が必要な子どもや協力体制があり、ご家庭に対する支援が条例の理念をもとに個別施策を推進して、しっかりと支援していくということになると思います。条例の中では具体的施策まではうたい込みませんが、あくまでもこの条例の理念をもとに、施策を推進していこうという位置付けです。

○事務局

条例について、少し補足させていただきます。条例の理念は3つです。条例の中には基本的施策をうたっています。その中には家族の支援や地域の支援が書かれていますので、整合性をとって対応していきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。こちらの条例ですと、2ページの第3条(4)に役割という文言があり、10条とのつながりをもたせているのだと思いますが、もう少し調整をしていただける余地があると思いますので、ご検討ください。

○事務局

第10条の特別な支援は、先ほどの特別な支援、家族への支援、周りへの支援が明確になっていないということで、第9条の子ども・子育て支援の第2項では、すべての子どもと保護者に対して施策を講じるとしていますので、意味合いとしては同じだと思っています。すべての子どものところでも、医療的支援が必要なところでも同じですので、整合をとって両方に記載するのか、条が違うので分かれてみえてしまうことはあると思

います。意味合いは同じですので、表現のしかたを見直す必要があると思います。

○会長

直接の支援もそうですが、排除をしないという地域の環境づくりに対し、町が何をできるか、我々が何をできるかという形で整理をしていただけるとよいと思います。

他にご意見等はございませんか。

○菊一委員

資料4の意見聴取の状況ですが、条例自体は子どもに向けた条例にもかかわらず、子どもへの意見聴取が少ないのではないかと感じました。今年度から入ってからの予定がないのですが、今後の予定として具体的な場を設けるのは難しいとしても、SNSへの発信や、きらきらプランの46ページでいただいた意見のように、LINEやTwitterへの発信で、意見を集めるようなことを検討されていますか、またそのような余地はありとお考えですか。

○会長

事務局いかがですか。

○事務局

今月末ごろからパブリックコメントを実施しますが、通常市の行事としては公共施設、庁舎や図書館、支所の窓口や、ホームページ上にも載っています。子どもからの直接の意見としては、昨年度ご協力いただき、小中高の学校の協力をいただきました。子育てに関わる方や子どもの意見をいただく方法として、SNSでパブリックコメントを実施しているという情報を広く流し、周知に努める工夫をしたいと考えております。それと合わせて、条例の施行後も、その普及も踏まえ、子どもの意見を聞く機会を設けて、実施していきたいと思っております。

○会長

今の子どもは、紙よりもネット上のほうが意見を出しやすいと感じているかもしれません。そのような方向で情報の周知に努めていただけるとよいと思います。

他にご意見等はございませんか。

森委員、ただ今まで、きらきらプランに関するご意見と条例に関するご意見をいただいております。もし、ご意見等があればお願いします。

会議は11時までの予定ですが、付け加えておきたいことがあればお願いします。

○小泉委員

きらきらプランと条例との整合をみていましたが、条例の第3章「すべての子どもへの支援」で、第10条に「特別な支援が必要な子ども」という文言がありますが、きらきらプランには「特別な配慮が必要」という文言があり、表現が混在しています。

また、きらきらプランでは施策の一番に「貧困」がありますが、条例は「特別な支援が必要な子ども」となっています。この順番性には何か意味があるのでしょうか。もしないのであれば順番も整えたほうがよいと思います。

○会長

事務局、いかがですか。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。紐付けするという点では、わかりやすくすることが正しいと思います。プランをたてる中で、今回、重点取組みを「特別な配慮を必要な子ども」として、一番初めに貧困家庭に調査を行い、重点的に取り組んでいく必要があるということで、プランの中でもクローズアップしている状況です。ただ、条例とも整合していく必要がありますので、いただいたご意見について熟慮して、検討させていただきます。

○会長

ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

○佐々木委員

106、107 ページの「子どもの遊びや学びの場の定義」についてですが、この項目を通して見ても、幼児と小学生を連れて一緒に遊べる場がどこにも見当たらないと実感しています。夏の間、兄弟一緒に行ける場所が1つもなくて大変だったという話を多くの保護者から聞きましたし、私自身も困りました。年齢の幅に関係なく、だれにでも開かれている場所の整備について、再検討していただけたらよいと思います。

○会長

ご意見として承ります。

○三橋委員

条例に関して、先ほど順番についての指摘がありましたが、第3条の(2)虐待のところにありのように、虐待については全国的にも課題となっています。これに関しては早期発見に徹底されると思いますので、第21条の「切れ目のない子育て支援」というものに、とても重要性を感じています。先ほど「妊娠期から」という指摘がありましたように、女性を取り巻く環境として、「妊娠前からの切れ目のない子育て支援」というところが重要だと思います。第21条と、第3条がこれだけ離れているということに疑問を感じます。「切れ目のない子育て支援」がすべてにつながっていると考えています。ですので、虐待や特別な支援が必要な子ども等に対し、切れ目のない子育て支援をもとに、この条例があるのだと考えています。3条と21条が離れているところに疑問を感じます。

もう1点は、施策にもどり、46 ページの重点取組みの中でも、(1)で「切れ目のない子育て支援を推進します」とうたっています。「産前産後の心身の不調や妊娠、出産、子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります」ということで、これはニーズや需要が高い点だと思います。ここから61、62 ページの新しい新規の産後ケア事業とサポートケアクーポンが新たに掲げられていて、ありがたいと思いましたが、61 ページに「産後ケアのサービスがあることを知っているがハードルが高い」というご意見がありました。「ハードルが高い」ということは、経済的な面なのか、施設が不足しているのか、具体的に知りたいと思います。

○会長

ありがとうございました。1つ目のご指摘ですが、これは理念なので近づけることはできないと思います。むしろ、11条と22条の対応になる課と思います。事務局からご返答を願います。

2つ目のご指摘ですが、市民健康課の方がおられれば情報提供をお願いしたいと思います。

○事務局

産後ケアについては、通所型は実際に産後ケアをやっているところに通っていただくもので、他に施設型、訪問型があります。訪問型はお母さんのところに助産師等が訪問し、いろいろな相談にのるというものです。「ハードルが高い」ということが、どのような意味なのか、把握し切れていませんが、費用面であれば、使うにあたって助成等の制度もあります。また、宿泊する場所が少ないということかもしれません。利用されている方や利用したい方に、ご意見を収集していき、さらに使いやすい産後ケア事業を進めていきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

○辻尾委員

支援センターの話と電動自転車の話の2点、申し上げます。

48ページに「腰越の支援センターを設置予定」とありますが、すでに場所は決まっているのか、時期も決まっているのか、教えていただきたいと思います。先ほども似たご意見がありましたが、夏休みには、みなさん、タクシーに乗って支援センターに行っていますので、場所等も配慮していただきたいという意見を申し上げます。

電動自転車については、私も子ども2人いて子育て中ですので購入しましたが、中学生以来の自転車で、しかも子どもを乗せているということで、交通ルールについてもよく知りません。子どもをおんぶして自転車に乗っている人も見かけますが、それは違法なのかどうかもわかりません。交通ルールに関する情報提供もしていただけるとありがたいと思います。

○会長

2点目をご要望ですので、各施策を実施する中で、どこか実現していただきたいと思います。

1点目については、事務局、いかがですか。

○事務局

子育て支援センターは、今、行政区ごとに1か所ということで進めていますが、ご指摘通り、腰越地域には今ない状態です。日数が少ない、時間が短いということで、必要性としては腰越地域に1か所を考えていますが、なかなか地域の中で、それなりの広さの場所を必要とするかという事でございます。できれば腰越地域の中で、今後、公共施設等の整備があったときに、その一角を利用するという事で、複合的な利用を考えており、調整中という状況です。

○会長

よろしいですか。

他にご意見等はございませんか。

○三橋委員

市民健康課の方にご質問いたします。産後ケアに関して、現時点での施設の利用率、例えば通所とデイケアの利用率を教えてください。

○事務局

申し訳ありません。本日、その資料を持参していませんので、後ほどご回答させていただきます。

○会長

他にご意見等はございませんか。

○菊一委員

きらきらプランの 25 ページで、アンケートで「利用していない」という割合が高いのですが、その理由に踏み込んでいません。腰越は地域としては必要かもしれませんが、また新たにたてることに対して、場所の問題もあります。由比ガ浜子どもセンターもきれいにはなりましたが、駅からは遠くなりました。利用している人のニーズ調査をもう少し実施した方がよいと感じます。

ただ、いろいろな資料を拝見し、私が第 1 子を妊娠した 10 年前と比べると、設備や子育て支援が充実してきていると感じます。引き続き、表面的なことではなく、「どうしてか」という理由まで考えていただけると、より充実していくと思います。

○会長

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。場所に関しても、腰越については決まっていないようですので、決めるときにそのようなことも勘案していただけるとよいと思います。

(3) その他

○会長

今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

今後のスケジュールについて、今月度は会議をあと 2 回予定しています。12 月と 3 月に開催する予定です。次回の会議では、第 5 章で表せていない数字のご報告と、条例案についても 2 月議会に議案としてあげる関係もありますので、内容のご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございます。

3 閉会

○会長

予定より少し早いですが、令和元年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。